

A市における 知的障害者の地域移行・地域生活支援システムにみる 親と専門職の協働 —多様な協働によるコミュニティ形成に向けて—

Collaboration between parents and professionals in deinstitutionalization and
community life support system of persons with cognitive disabilities in city A
— Toward communities with various collaborations —

鍛治 智子

Tomoko KAJI

要旨

知的障害者のケアや生活支援について、家族が専門職と協働するかたちもあり、さらには知的障害者も地域社会の一員として包摂された「ケアリングコミュニティ」の形成が求められる。本研究では、①A市地域生活支援センター、②A市センター利用者の家族会、③家族会であるNPO法人A市手をつなぐ育成会の3団体へのインタビューを実施した。そしてその結果を基に、A市における知的障害者の地域生活支援システム形成から、親と専門職の協働のかたちを分析することを目的とした。また、より多様な主体がつながることで協働が拡大してコミュニティ形成に結びつくことを考察した。

A市は公立の大規模入所施設と通勤寮の設立を契機に、行政と専門職によって地域生活への移行実践が主導されてきた。その後も複数の家族会や知的障害者の当事者組織の発足、新たな社会福祉法人の台頭など、多様な主体がつながりながら地域生活支援システムが形成されている特徴を持つ。

専門職は地域生活への移行に反対する親に働きかけ、時には知的障害者と親の間に立って地域生活支援に取り組んできた。また近年では知的障害者自身の高齢化に伴う新たな支援課題に対して、家族会と組織的に協働しながら取り組んでいた。一方2つの家族会は、それぞれの特性を踏まえながら独自事業を開拓し、家族会の事業が知的障害者と専門職のあいだに立つものにもなるような組織的協働のかたちが見られた。さらに家族会に関わる親たちは専門職のこれまでの実践を評価し、A市が「知的障害者の住みやすいまち」であると捉えている。

A市における実践は、「知的障害者の支援」が住民の生活の支えや市の活性化にもつながっており、親と専門職の協働だけでなく地域内の多様な主体を含んだ協働へと拡大していた。そこでは知的障害者の当事者組織も地域づくりを担う一主体となっており、知的障害者を包摂したケアリングコミュニティ形成の可能性が見出せた。

I. 問題の所在

1. 知的障害者の地域生活支援における親と専門職の協働の可能性—ケアを「社会的に」担うために

わが国において身体障害者を中心として1970年代から発展してきた自立生活運動が掲げた「脱家族」のスローガンは、家族の完全な否定ではなく、家族の閉鎖性を打破していく試みであった。一方で特に近年においては、自立生活運動の意義を踏まえつつも、運動が新たに提起した「自己決定による自立」が過度に強調されることで知的障害者が自立から排除される可能性（星加2001）や、「脱家族において離脱される側、振り切られる側としての親の視点」（中根2010：113）が見えづらくなっていることも指摘されてきている。

本研究が対象とする知的障害者についていえば、知的障害のある子のニーズは親側から定義を行うことになり、親子関係に「知的障害」という特別なニーズが埋め込まれている可能性がある（中根2006：24）。また本研究では、親が担ってきたケア¹⁾が家族外の担い手に移行することは、親の役割が完全になくなることと必ずしも同義ではないと考える。たとえば中根（2006）は家族と社会でケアを「分有」する視点を提起しており、また鍛治（2016）は、規範性を取り除いた上で親や家族が何らかの形でケアに参与可能なかたちも考える必要があることを指摘している。

これらの先行研究を踏まえて本研究では、知的障害者の地域生活が支えられる上で、家族のみがそれを担うのでも、逆に家族が完全に切り離されるのでもなく、家族と家族外部の人々が協働するしくみに焦点を当てる。なお、特に親がケア責任を規範化されてきたことと、ケアの担い手の移行先の多くが支援専門職であることから、今回は親と専門職との協働に特に重点を置いていくが、知的障害者の「地域生活」は、「地理的には『ごく普通の場所』にあったとしても、その周辺の地域の住民の人たちと何ら交流がなされず、周辺から

隔離されたような生活を送っていたとしたら、それは決して『ごく普通の生活』とは言い難い」（厚生省保健福祉部障害福祉課監修1997：52）ものとなる。

大橋（2014）は、福祉サービスを必要とする人を社会的に排除するのではなく、地域社会を構成する1人として包摂し、要支援者を日常生活圏域の中で支えていく機能を有している地域社会を「ケアリングコミュニティ」と捉えている（大橋2014：v）。本研究も、知的障害者が地域で生活していくには、家族と専門職の協働を含め、さらに地域社会の多様な主体とのつながりのもとで知的障害者の生活が成り立つような「ケアリングコミュニティ」の形成が必要であると考える。

2. 知的障害者の地域移行・地域生活支援の先進 地域としてのA市—個別レベルでの協働から システムレベルでの協働へ

知的障害者の地域生活支援における親と専門職の協働を捉えていくために、本研究では知的障害者の入所施設からの地域移行²⁾と地域生活支援に関し、わが国での先進地域とされてきたA市の実践を対象とする。わが国では1960年に精神薄弱者福祉法（現：知的障害者福祉法）が制定されて成人の知的障害者を対象とした入所施設の整備が図られ、1965年には首相の諮問機関の「社会開発懇談会」が中間報告を提出した際に、欧米の動向を踏まえながらコロニーと呼ばれる大規模入所施設の設置が提言された。A市はこのコロニー³⁾の開設が一つの大きなきっかけとなり、その後の一連の実践を含めて特に1990年代を中心に全国的に取り上げられてきた地域である。

ここでA市の現状を見ると、2017年7月31日現在、人口は34,809人、世帯数は17,893世帯である。また65歳以上人口に基づく高齢化率は35.4%（2017年7月31日現在）で、わが国全体の高齢化率27.3%（2016年10月1日現在）を上回っている（いずれもA市ホームページより）。そのうち、障害者手帳の取得者から障害者人口をみると、2016

年3月31日現在で身体障害者手帳の所持者は2,295人、療育手帳の所持者は507人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は192人であり（A市公表資料「平成28年度市民福祉の概要」より）、全国に比してA市では身体障害者と知的障害者の人口が突出して多い⁴⁾。

A市に大規模入所施設が設立された当時、入所施設に限らず知的障害者の生活を支える社会資源が全国的に不足していたこともあり、市外各地からも入所希望が殺到した。その中でA市の実践の先駆性は、公的施策が入所施設の拡充路線を打ち出していた1970年代の初頭において、いち早く入所施設から地域生活への移行に取り組んできたことにある。しかし入所施設から地域生活への移行に取り組む際に、親を始めとする家族が否定的态度を示すことが少なくない（鈴木2006）。そのためA市においても、いかに親の理解と協力を得ながら地域生活への移行を進めるかが一つの課題であり、知的障害者を中心に親と専門職が協働するかたちが模索されてきた。

さらにA市の実践過程では、個々の親と専門職の個別具体的な協働だけではなく、実践の中核を担ってきた法人が、一支援団体の枠を超えて家族会や知的障害者を雇用する事業主や地域住民との多様なつながりをつくりながら、まち全体に展開して一定の地域生活支援システムを形成してきている。そのシステムにおいて親と専門職の協働のあり方も組織的なかたちへと拡大し、より多様な様相が表れながらシステム内に位置づいている。そしてその中には、知的障害者たちが当事者組織を作りながら自分たち自身でも様々に活動し、地域に働きかけてきた側面も含まれているのである。

3. 本研究の目的

本研究では、知的障害者の地域移行・地域生活支援実践の先進地域として、一定の地域生活支援システムが形成されて長い実践の蓄積を持つA市を対象に、その実践過程における親と専門職の個

別具体的な協働から地域生活支援システムにおける組織的な協働までを分析することで、親と専門職がそれぞれ何を担い、どのようにつながることで協働のかたちができているのかを明らかにすることを目的とする。また、親と専門職のつながりがより広い範囲に拡大し、コミュニティの形成に結びつく可能性を考察する。

II. 調査概要および倫理的配慮

本研究の分析においては、筆者が2014年から2015年にかけてA市で実施した次の3種類のインタビューデータを用いる。

①A市の地域生活支援システムの中核機関であるA市地域生活支援センター（以下、A市センター）へのインタビュー（2014年2月に所長および課長の2名に実施）、②A市センター利用者の家族会（以下、A市センター家族会）へのインタビュー（2014年12月に副会長2名に実施）、③知的障害者の親の会である「手をつなぐ育成会」の支部の一つである、NPO法人A市手をつなぐ育成会（以下、A市育成会）へのインタビュー（2015年2月に会長1名に実施）である。いずれも半構造化インタビューで、一人あたり1時間～2時間程度実施した。なお、A市センター家族会とA市育成会は、後に詳述するように同じ家族会でも異なる特徴をもっていることから、両者を取り上げることで地域生活支援システムにおける親と専門職の協働のかたちをより多様に把握していく。

全てのインタビューの実施に当り、事前に立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理委員会の承認を得た。調査協力者にはインタビュー前に直接、調査趣旨、プライバシー保護、結果の公表方法等について口頭と文書で説明を行い、同意を得た上で行った。また同意を得られた場合はインタビュー内容をICレコーダーに録音した。

III. A市における知的障害者の地域移行・地域生活支援システムの形成過程

1. 大規模入所施設の設立と地域生活への移行

都道府県にあたる広域自治体（以下、広域）の当時の事業としての大規模入所施設設立に際し、A市も施設の誘致に取り組み、1968年に児童を対象とした定員100名の県立の総合援護施設がA市に設立、運営は広域レベルで活動する社会福祉事業団（社会福祉法人格を保有）に委託された。その後定員が増加し、1970年までには児童および成人を対象とした総定員400名の施設となり、本格的に始動していく。

当時は、知的障害者が手厚い保護の下で生活していくける空間を地域社会から離れた場所に作っていくことが一つの大きな流れであった。そのような中でA市では、「施設ではなく地域で暮らしたい」との思いを表明した知的障害者たちの声に耳を傾けた施設職員たちが、地域生活への移行に取り組み始めて行政にも働きかけ、入所施設設立からわずか5年後に市立の通勤寮⁵⁾が開設され、運営は同じ社会福祉事業団に委託された。通勤寮は入所施設を退所した知的障害者が一定期間入寮し、地域の住まいに移行していく中間施設としての機能を持ち、公立の入所施設と通勤寮の両方を母体の大きな社会福祉事業団が運営することで、A市の地域生活への移行・地域生活支援システムに向けた基盤が形成された。

合わせて、入所施設職員が中心となって知的障害者の地域での働く場と住まいの場の確保が進められていく。働く場については、市内の企業での職場実習と就労支援が行われてきた。また住まいの場については、1975年に通勤寮を退寮した後の共同生活の場の第1号が誕生し、その3年後には市内初の支援付き住居として世話人が同居する民間ホームの開設、その後も市内に次々と知的障害者の専用下宿が開設された。A市における地域生活への移行の実践は、市内の企業という既存資源の活用と、下宿の開設という新たな社会資源の創

出の両輪によってなされてきたといえる。

さらに1980年代に入ると、入所施設や通勤寮の職員が呼びかけてA市を含む近隣市町村の知的障害者を雇用する事業主たちによる組織である職親会が結成されたり（1981年）、「精神薄弱者地域生活援助事業」としてわが国におけるグループホームが制度化されたり（1989年）と、働く場と住まいの場の確保・支援が一層進められていく。またこの時期には、知的障害者の多様なニーズに合わせ、いわゆる福祉的就労としての日中活動の場づくりも本格的に取り組まれてきた。1986年にはA市育成会が地域の共同作業所を設立、1988年には入所施設の敷地内に通所型の授産施設が開設され、施設を退所して地域で暮らす人々がそこから通所するという新しい形態が生み出された。これらの通所施設は、一般企業からの離職者の受け皿としての機能や、一人ひとりの状況に合わせた作業種および選択肢拡充の必要性に対応する役割を持ってきた。

1990年代以降になると、より体系的な地域生活支援システムが形成されていく。通勤寮は本格的に地域移行・地域生活支援の拠点となったことで、（1）従来の通勤センター（入寮者への支援）の役割に加えて地域援助センターの役割も担う「地域生活者援助機能」と、（2）関係団体・機関との連携を図る「福祉ネットワーク推進機能」の2つの機能を備えた施設として活動していく。そして1998年には、地域での生活者が増加したことによって、通勤寮から地域生活支援部門を分離し、新たな地域支援センターが開設された⁶⁾。

2001年には、A市育成会・A市センター家族会・入所施設の家族会の連合会および入所施設、A市センターなどの関係者によって結成された検討委員会を受け、社会福祉事業団の職員が代表となって新たな社会福祉法人（以下、X法人）が発足した。この法人はこれまで先駆的な実践を行っていたA市でも十分には取り組めていなかった、重度重複障害者や高齢になった知的障害者の生活支援に重点を置いた法人として、独自の活動を展

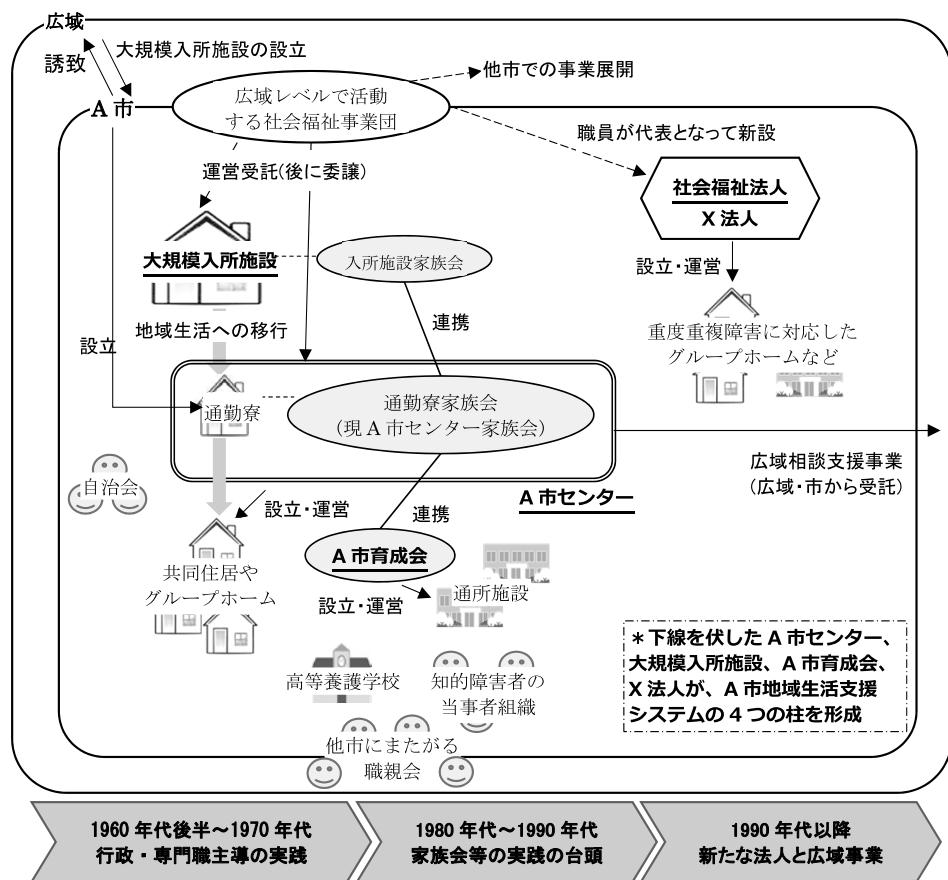
開してきた。さらに2006年には、これまで公立施設であった入所施設と通勤寮が社会福祉事業団に移譲され、新たな体制の下で運営が行われるようになった。

そして近年では、A市センターは市の市町村相談支援事業を受託して相談室を開設した後も、広域の障害者就業・生活支援センター事業を受託したり、広域相談支援体制整備事業を受託して障害者総合相談支援センターを開設したりと、市の枠を超えて多様な機能を担うセンターともなっている。

2. 地域生活支援システムの形成主体—誰がどのように関わってきたか

これまで見てきたA市における知的障害者の地域移行・地域生活支援の実践を図1のように整理した。図の左端から年代を経るにつれて多様な主体が現れ、活動してきている。

まずA市における知的障害者の地域移行・地域生活支援の実践は、1960年後半から1970年代は、行政が設立し社会福祉事業団が運営する入所施設および通勤寮（現：A市センター）が中核となって展開してきた。実践の中核主体が安定的基盤を持っていったことが、A市の地域生活への移行・地域生活支援の特徴でもある。



※筆者作成

図1 A市地域生活支援システムの形成過程と関連主体

また、入所施設や通勤寮が設立されたことで、早い段階で様々な家族会が発足している。特にA市育成会は1970年代頭に発足し、NPO法人格を取得する以前の1980年代から、市内に複数の通所施設を開設して知的障害者の日中活動の場の支援を展開してきている。また、入所施設と通勤寮（現：A市センター）はともに社会福祉事業団の運営であることから、入所施設の家族会とA市センター家族会は非常に親和性が高い。さらに入所施設の家族会やA市センター家族会の会員がA市育成会の会員でもあることも少なくなく、家族会同士の連携も強い。1980年代には他にも、知的障害者の当事者組織、雇用主たちによる他市にまたがる職親会などの団体も発足し、家族会を含めた多様な主体がそれぞれの活動の展開を見せ始めている。またこの時期には高等養護学校も設立されているなど、知的障害者の生活に関わる社会資源がA市内で増加してきている。

さらに1990年代以降になると、これまでの既存団体の活動がより活発化するとともに、社会福祉事業団とのつながりが深い新たな社会福祉法人X法人など、地域移行・地域生活支援の実践展開において多様な主体が現れ、それぞれの立場で活動を展開してきている。また、A市センターが広域や市の相談事業を受託することで、その実践はA市以外にも波及し始めている。

以上をまとめると、A市における地域移行・地域生活支援の実践は、広域や市などの行政と広域レベルで活動する社会福祉事業団という大きな母体の実践主体の連携から始まり、A市の中に知的障害者の生活基盤を作っていくなかで、既存の社会資源と新たな社会資源の両方が加わりながら、家族会や当事者組織や職親会やX法人などの民間レベルの更なる多様な主体がつながっていくことで、地域生活支援システムが形成されてきたのである。こうした展開を経て現在のA市の地域生活支援システムにおいては、A市センター、大規模入所施設、A市育成会、X法人の4つの主体（図1内での下線付き主体）を柱として形成されてい

る。

3. 本研究の分析の視点

次章からは、これまで述べてきたA市における地域移行・地域生活支援の実践と地域生活支援システムの形成過程を踏まえ、前述の①～③のインタビューデータから、実際に親と支援者の協働がどのように形作られてきたのかを分析する。

分析に当たっては、A市の実践展開においてまずは親の理解や協力を得ていくことが必要であったことから、①A市センターへのインタビューデータを用い、実践における専門職から親への具体的な働きかけに関する語りから、親と専門職の個別具体的な協働のかたちを探っていく。次に、A市の地域生活支援システムが形成されていく中で、専門職が主導し続けるのではなく家族会などの新たな主体も独自の実践をしてきたことから、①～③のそれぞれのインタビューデータを用い、専門職が形成する組織と家族会のそれぞれの実践がどのようにつながり、連携を図っているのかについての語りを抽出し、より大きなレベルとしてのシステムにおける親と専門職の組織的な協働のかたちについて明らかにしていく。なお以上のことをについて、IVで専門職側の視点から、Vで親側の視点からまとめ、さらに今後への発展として、VIで協働のかたちは単一ではなく、また親と専門職の二者関係的なものから拡大してコミュニティ形成にもつながる可能性を考察する。

IV. 専門職が捉える知的障害者と親との関係

1. 地域生活への移行実践における親へのアプローチと親の意識変化

知的障害者の地域移行・地域生活支援の先進地域であるA市であるが、近隣で唯一の大規模入所施設として市内・市外問わず親たちから入所を切望されていただけに、入所施設から地域生活への移行の実践の当初は入所者の親たちからの反対も少なくなかった。そのため専門職である施設職員たちは、地域生活の基盤を整えることと並行して

親の理解を得ていくための取り組みも行ってきた。

親から向けられる反対の声に対して専門職は、「失敗したらまた施設に戻れる」ことも含めて「一生涯の支援」の保障を親たちに伝え、「『そういうことであれば、挑戦したい』という親の理解を得て」(A市センター所長K氏・課長S氏)きた。この「生涯の支援」を掲げることで、たとえ生活の場がどこであり何が起こっても、施設職員を始めとした社会福祉事業団の専門職が生涯にわたって知的障害者を支えていくことを保障し、親の安心につなげてきたことがわかる。また「『一生に一回の人生なんだから、何年でも地域生活の経験をして、良い経験をさせてあげましょうよ』と親には言ってきた」(A市センター所長K氏)のように、「親が理解をしてくれたから」地域生活をするのではなく、あくまで知的障害者自身のニーズとより良い生活に向けての地域生活であることを専門職は親に伝えてきていた。こうした実践について専門職は、「実感として、施設よりも良かったと思えないと、やはり本人も家族も納得しない」(A市センター所長K氏)との認識から、地域生活支援の体制づくりに取り組んできた。

専門職からの働きかけによって、実際に親たちの意識にも変化が見られていた。ある親は地域生活への移行の声かけに対し、「『とにかく、うちはいいんだ』とずっと言っていた」が、「いろいろ説得して実験的にグループホーム体験をしてみたら、むしろ本人の方が変わり、親が面会に来た際にも迎えに出ず、実家には帰らない（注：帰省しない）と言うように」なり、「親はショックを受けていた」(A市センター所長K氏)。その際に専門職は親に対して「親離れ子離れできてよかったのでは、と声をかけ」、徐々に親の方も「『できないと思っていたが、本当に（注：子どもが）変わった』と言つて」いた(A市センター所長K氏)。ように、具体的な体験による知的障害者自身の変化と専門職からの声かけを受けながら、地域生活

への移行に対する親の意識変化が生じてきたことがわかる。さらに実際にグループホームを体験したこと、「本人が施設とは違う経験をして自分なりの生活を持ち」、「彼なりの自立をした」(A市センター所長K氏)姿も見られた。

2. 知的障害者と親との間に立つ

「生涯の支援」とあるように、地域生活への移行実践は、入所施設を退所して地域で暮らすようになった時点で終了するわけではない。その後の地域生活を安定して継続していくための支援も合わせて求められるものである。知的障害者の地域生活への移行・地域生活支援の実践において専門職は、地域生活への移行だけでなくその後の地域生活支援においても親に働きかけながら、どのような関係を築いていくかを模索してきた。

その際に専門職が基本としているスタンスが、「A市センターはあくまで本人と契約しているので、家族には一步下がっていてもらうようにしている」(A市センター所長K氏)ことである。大規模施設への入所やその後の地域生活への移行を機に、親がこれまで主にケアを担ってきた状況から、専門職が知的障害者の生活に主に関わる主体となってきた。それにより知的障害者と親の二者関係に新たに専門職が加わることとなり、知的障害者・親・専門職の三者で新たな関係が形成されていく。その中で専門職は、「親子関係がうまくいっている場合は問題ないが、うまくいっていない方もいる。そうなると本当に間に入る形になる」(A市センター課長S氏)ことも経験してきた。具体的には、「親の方からお金を求めてきたり」といった金銭トラブルや、「親が望まない方向に本人が進んでいって、親の方がもう縁を切るといった話になつたり」するような知的障害者と親の意向のズレや、「親にも支援が必要なことが多い」ように親自身が生活上の困難を抱えていることなどがある(A市センター課長S氏)。

しかし専門職は、知的障害者と親の間に入つたり親と距離を取つたりすることのみに重点を置いているわけではない。「みんな親やきょうだいな

ど、家族をすごく大事にしている。……盆と正月に帰省する人が3分の2くらいいる。逆に家族がない人や疎遠な人はちょっとかわいそうだなと思う」(A市センター所長K氏)など、知的障害者が親を大切に思い、関係を形成していくことのニーズを持っていることも実感している。

これらの語りからは、知的障害者の生活をめぐり親と専門職が協働していく中での困難さがあるとともに、しかし短絡的に知的障害者と親との関係を離すのではなく、知的障害者の方にも親を思う気持ちがあることを踏まえながら、専門職もいかに親との関わりを持っていくかを探っている姿が見出せる。

3. 新たな支援課題—親の高齢化と知的障害者自身の高齢化

A市における実践は専門職が親たちに「生涯の支援」を保障することで「親亡き後」の不安の解消にもつながってきているが、近年では新たな支援課題も現れ、親と専門職の協働も新たな段階を迎えるつつある。それが、知的障害者自身の高齢化に伴う課題である。

「数えるくらいだが、親きょうだいと連絡がとれない場合もある。それは、ここ（注：A市センター）は本人と契約するから身元引受人をとてこなかつたこともある。しかし、（注：知的障害者の）高齢や死亡の時の問題が出てくるようになった」(A市センター所長K氏)。特に親や知的障害者自身の高齢化・死亡に伴う課題は、ケアの担い手の確保やケアのあり方だけでなく、法的手続きの課題としても現れている。「家族が生きているうちに、相続等の相談が必要になってくると思う……逆に本人が亡くなつて、家族とも疎遠になってしまっている人など、今のうちから調べておかないといけない」(A市センター課長S氏)。「一時は親が後見人になっている人が多かった。しかしもう親では厳しくなってきてる」(A市センター所長K氏)。

こうした新たな支援課題に対してA市センターでは、「『若くても亡くなる人はいるから、家族と

の関係を押さえていこう』と他の支援員に言っている」(A市センター所長K氏)として、「生涯の支援」の理念のとおり、知的障害者自身の高齢化や死に向き合うために、あらためて親との関係のとり方を見直してきている。また、具体的な対応として2012年から顧問弁護士との契約を始めているが、これは「支援センターと家族会（注：A市センター家族会を指す）で費用を折半して」おり、A市センターとA市センター家族会が組織的に連携して対応する仕組みが作られている。

4. 親との組織的な協働

A市センターは、もともとは通勤寮の地域生活支援部門が独立して設立された支援センターであるが、現在は通勤寮（現：宿泊型自立訓練事業）の運営もA市センターが担っている。その他にもグループホーム運営や単身・結婚生活者の支援、諸々の相談支援を行っており、市内の多くの知的障害者がA市センターの事業を利用している。この事業利用者の家族によって運営されているのがA市センター家族会である。

A市センターは、職員が個々の知的障害者とその親と関わりを持つだけでなく、家族会との組織的な協働によってもA市センター利用者の生活を支える体制が作られている。先述したA市センターとA市センター家族会の共同出資による顧問弁護士との契約もその一例であるが、他にもA市センター家族会の事業として、会員の会費によってA市センターに調理員と会計管理者を配置している。調理員は特に単身者の食事のサポートの機能を持っており、会計管理者は利用登録している知的障害者の所持金監査を担っている。その他にも、市外各地から大規模入所施設に入所し、地元ではなくA市で暮らし続けている人も多いこともあり、A市センター家族会が帰省用の往復バスの運行事業を行っている。現在は多くの場合、帰省時にも親がA市まで迎えに来ることが難しくなっているため、帰省バス事業は知的障害者と親が直接会う機会を得るための重要な事業となっている。

A市センター家族会が独自に実施しているこれらの事業は、A市センターでは行っていないことであり、A市センターの専門職は「家族に関していえば、このセンター（注：A市センター）の家族会は協力がすごい」（A市センター所長K氏）と評価している。一方でA市センター家族会の事務局はA市センターの事務局内にあり、「A市センターの家族の会の事務局もセンターの職員が担っていて、家族の会の役員さんと連携をとったり、家族の人に来ていただく日を作ったりしている」（A市センター課長S氏）ように、専門職が家族会の運営をサポートしている面もあり、A市センターとA市センター家族会の間で組織的な協働が図られ、A市センターの実践に家族会が一定の力となっている。

V. 親たちの実践—家族会を通じた子どもの生活への関与

では専門職が先導してきた実践の展開や、専門職が評価している親と専門職との協働に関して、親たちはどのように捉えているだろうか。また、親たちはどのようななかで専門職との協働を図ろうとしているだろうか。V章ではA市センター家族会およびA市育成会の2つの家族会へのインタビューから分析していく。

1. 地域生活支援システムにおける家族会独自の役割

まずA市育成会は、1971年に、A市における大規模入所施設の設立と地域生活への移行実践を受け、A市に在住する知的障害者の親たちを中心に発足した。次にA市センター家族会は、1973年に通勤寮が設立されたことで、地域生活に移行していく入寮者の家族会として発足した。その後に支援センターが設立されて通勤寮がA市センターの事業となっていく中で、通勤寮入寮者だけでなくグループホームを含めたA市センターの事業利用者の家族を会員とする現在のA市センター家族会となってきた。

同じA市内で活動する両家族会は、前述のよう

に強く連携しながら活動を展開している。しかしその中でも、A市センター家族会は発足の経緯の特徴上、「地方在住の会員も多い」（A市センター家族会副会長O氏）。一方A市育成会は、大規模入所施設や通勤寮などの特定施設を中心とした家族会ではなく、全国的に活動する「手をつなぐ育成会」の支部として発足しているため、「ほとんどがやっぱりA市に住んでいる親御さん。その人たちで始まった」（A市育成会会長M氏）という特徴の違いがある。

A市センター家族会は、会員である家族の多くがA市外の在住であることも多いため、知的障害者のケアは主には専門職が担っている。その意味では、親から専門職へとケアの担い手の移行が果たされているわけだが、その中でA市センター家族会は、A市センターと家族をつなぐ役割を果たしている。A市センター家族会が活動において大事にしていることは、「一番は、会とセンターとの関わり。本人とセンターの関係は日常的にある。家族とセンターの接点になること。家族の拠り所としてというか。センター全体を見るには、会を通じるしかない」（A市センター家族会副会長O氏）である。

またA市センター家族会の会費による会計管理者の雇用は、知的障害者の金銭管理の支援に留まらない意味を持っている。この仕組みは、利用する知的障害者自身も会費を払い、知的障害者が買いたい物等をする際には会計管理者に申請する形式で、調査実施時の2014年時点で約390名が利用していた。A市センター家族会の実施事業であることについて、「家族の目があった方が良い。職員と本人との間に、第三者的な目を入れる。お金の使い方の支援は支援者が行うが、どうしても二者関係になってしまいがちなので」（A市センター家族会副会長O氏）として、「家族会がやることに意義がある」（A市センター家族会副会長K氏）ことが語られた。

ここに、先ほど見たようなA市センター職員を中心とした専門職やA市センターという支援機関

が知的障害者と親との間に立つだけでなく、A市センター家族会もまた、知的障害者と専門職（あるいはA市センター）との間に立つ役割を果たしていることがわかる。ケアの担い手が親から専門職へと移行し、知的障害者と親の直接的な関わりが縮小したとしても、家族会という組織を通じて親が知的障害者の生活を支え、知的障害者と専門職の関係形成に間接的に寄与するかたちで親と専門職が協働することも可能であるといえる。

次にA市育成会の活動を見ると、1986年に通勤寮の敷地内に通所施設を設立して以降、A市育成会は複数の通所施設を設立・運営してきており、現在は市内で3か所の通所施設を運営している。なおA市育成会は2006年にNPO法人格も取得している。A市育成会が最初に通勤寮の敷地内に通所施設を設立した経緯は、「通勤寮の方で、ずいぶん骨折ってくれて、（注：通所施設の）運営は育成会さんやってくれと。で、とにかく作る方に対しては協力するからということで、通勤寮の中にプレハブを建てた。で、作業所を立てた」（A市育成会会长M氏）ことによる。地域生活への移行と地域生活支援のシステム作りに取り組まれてまだあまり間もない当時、社会福祉事業団を中心とした専門職だけでは全ての物事に対応することはもちろんできず、期待されてきたのがA市育成会である。

A市育成会がA市地域生活支援システムの一角を担うようになった背景について、A市育成会会长M氏は「たとえば大規模入所施設なんかだと広域の公立だったのもあって、A市の地元の人たちよりも、他市から来ている人たちがたくさんいるから、なかなか地域のために、地域での事業をやるってのはできないと思う。……いろんなことやっぱり、いざって時にやれって言ったらうちしかないのかなって思う」と語る。会員のほとんどがA市在住という地域に根差した組織であるからこそ、A市育成会は他の支援組織では担いきれない役割を果たしてきたのである。ここに、A市センター家族会とはまた異なる、A市育成会の特徴

を活かした親と専門職との組織的な協働のかたちも見出せる。

またA市育成会は団体会員の仕組みを設け、A市センター家族会や職親会や知的障害当事者団体なども団体として加入している。これにより、A市育成会が中心となって何か活動を実施する際にも、「小さい組織というのは大きなことはできないと思う。だからこういうシステムにすると、まちを挙げてやれる」（A市育成会会长M氏）ように、A市内の多様な団体とのネットワークを形成し、まちぐるみで取り組む土壌を作り上げてきた。

2. 地域移行実践に対する親の評価—「知的障害者が自然に暮らすまち」として

A市センター家族会の副会長であるO氏とK氏はどちらも他市出身であって、両名とも後に、知的障害のある子が生活しているA市に在住するようになった。2人はA市について、「（注：息子が大規模入所施設に）入所している時に、何回も訪問してまちを見ていた。A市では知的障害のある人たちが自然に過ごしていた」（A市センター家族会副会長O氏）、「障害のある人たちが市の中に溶け込んでいる。白い目で見ることがない。それを作ったのは大規模入所施設」（A市センター家族会副会長K氏）と語っている。A市での知的障害のある子の生活を直に見てきた親たちは、A市が専門職による支援システムが整っているということだけでなく、まち全体で知的障害者が暮らしやすい風土が醸成されていることを実感しているのである。

またA市育成会会长M氏も、「まちの人が障害者に慣れている。障害者もまたまちの人に慣れて、物おじしないで何でも聞いて、これどうなってる、あれどうなってるって。言葉が通じなくても気さくに聞いたり話しかけるっていう雰囲気」があることが、A市の住みやすさの一つであると評価する。その背景は、「ここはやっぱり広域の公立施設だったということの強みだったと思う。通勤寮は市立。運営はA市ではノウハウがな

いということで、全部事業団、大規模入所施設の職員に来てもらって全部、していた」(A市育成会会长M氏)と語られているように、実践を先導する主体の、母体の強さが一因であったと捉えられている。知的障害者が地域で生活する基盤も整っておらず、社会からの偏見や差別も根強い時代において、そうした基盤の安定した主体が実践を先導することで「軸足においてしっかり支援していったんで、地域の人たちも安心したんだと思う。やっぱり安心がないと、精神論だけでは続かない。……地域の安心がそのままノーマライゼーションの拡大になっていったと思う」(A市育成会会长M氏)。

A市における地域移行・地域生活支援の実践に対して親たちの評価は高く、行政や社会福祉事業団およびその職員などの専門職に支えられてきたことが、A市の実践の先駆性につながっていることがうかがえる。しかし親たちもまたそうした実践に呼応するように自ら組織を作り活動を展開してきたのであり、親たちが実感する「知的障害者が自然に暮らすまち」は、長い実践過程において親と専門職が協働することで作られてきたものもあることも評価されて良いだろう。

VI. 結論—協働からコミュニティへ

1. 親と専門職のそれぞれの立場を踏まえた協働のかたち

これまで見てきたように、A市における知的障害者の地域移行・地域生活支援の実践は、知的障害者のケアの担い手の移行を含んだ親と専門職の個別具体的な協働から、地域生活支援システムにおける組織的な協働にまで展開してきたことが見出せた。本研究を通じて親と専門職の協働について一定の具体的なかたちが見出せたと考えるが、A市センター家族会とA市育成会がそれぞれの特徴を踏まえ、異なる協働のかたちを形成していくことから、本研究ではむしろ協働のかたちの多様性にも言及したい。

A市センター家族会とA市育成会は組織規模も実施事業も異なり、また両組織とも会員である家族の居住地が異なることもあります、それぞれの会として可能な範囲での活動に取り組んでいるのであって、組織としての優劣はない。家族会とA市センターの協働は組織的な協働ではあるが、組織を支えているのは一人ひとりの個別の人間である。組織運営は多少なりとも構成員である一人ひとりに左右される部分があり、個々の家族がそれぞれの組織を通じて自分のできる範囲で協働を形作ってもいるのである。

また、専門職による地域生活への移行や地域生活支援に対し、全ての親が反対をしてきたわけでもない。「一方で、法人や職員を信用して、あっさり受け入れてきた家族もいる」(A市センター所長K氏)のであり、親の立場も一定ではない。それは家族会も同様で、「(注：A市センターを)信頼できるから、家族会に参加しなくても良い、支援員にまかせる、という方も多いと思う」(A市センター家族会副会長O氏)こともある。

専門職に一任して自身はあまり関わらない親や家族会に入会しない親を、専門職との協働の拒否と安易に捉えることは避けるべきであろう。むしろそこにある専門職への信頼も、親と専門職の協働のかたちの一つと捉えることができる。それ抱えている事情や立場の違いを踏まえた時、専門職と密接に連絡を取り合ったり何らかの活動に積極的に参加していくなくとも親と専門職の協働は成り立つものであり、また知的障害者の状況も親の状況も日々変化するものであることから、協働をより多様に捉えていくことが今後必要であると考える。

そして特にA市における実践を振り返った時、親が専門職に向ける信頼は個人的な信頼だけでなく、専門職や支援機関を中心としたA市全体での知的障害者の支援システムへの信頼でもあり、また親たちが実感しているA市の暮らしやすさがケアリングコミュニティにつながっていることを、次に見ていきたい。

2. 「知的障害者の支援」の先へ

親たちが評価する「知的障害者が暮らしやすいまち」としてのA市は当初から成立していたわけではなく、大規模入所施設の設立に対して「当初は反対運動もあったらしい」(A市センター所長K氏)。しかし総人口数が決して多くなく、第一次産業従事者も多いA市では、「大規模入所施設ができることでの経済効果は大きかった。食材や備品などが地元で購入されるから」(A市センター所長K氏)という一面もあった。

また当時の通勤寮を中心とした専門職の実践は、「生涯の支援」を実現するために「先輩(注:職員)たちはたぶんすごく意識していたと思う。自治会とかに職員が率先して入っていったり、そういうところで関係性を作ってきた」(A市センター課長S氏)ように、地域住民との関係形成に専門職が積極的に取り組んできた。また「通勤寮の生活支援だけではきっとうまくいかなくて、地域のネットワークが必要だというのは最初からあった。そういう意味では色々な組織の事務局を担ってきた……直接的な支援とは別にそういう意味では色々な組織の事務局を担ってきた……直接的な支援とは別にそういう意味では色々な組織の事務局を担ってきた」(A市センター課長S氏)。始まりは一法人、一施設からの実践であったが、そこで意図的に多様な主体とつながる取り組みがなされてきたことで、地域生活支援システムはA市全体に根付いたものになってきたのである。

さらに知的障害者の地域移行・地域生活支援の実践が、知的障害者だけでなく地域住民をも支えるものになっている。その象徴の一つが、市内の既存資源を活用したグループホーム設立や知的障害者のアパート入居である。「市民の方から、空いている家や土地をグループホームにどうか、という話を持ってきてくれることも多い」(A市センター所長K氏)、「A市センターに異動になって(注:A市に)戻ってきたら、住んでいたアパートのほとんどがうちの利用者さんが住んでいた。その大家さんと話をする機会があったが……アパートも空き室が増える中、センターの人が借り

てくれて、『ほんと助かってるんだわ~』ということだった」(A市センター課長S氏)。これらの語りからは、A市における実践が単に「知的障害者の生活を支援する」ことにとどまらず、A市全体の活性化にもつながっていることが示唆される。

3. ともにコミュニティをつくる主体としての知的障害者

知的障害者の地域生活支援システムと言った時、その主な目的はやはり知的障害者の支援にあり、知的障害者は中心に位置づけられて多様な人びと・機関等が関わりながら知的障害者の地域生活を支えるようなかたちがあるだろう。しかし、知的障害者は常に支援を受けるだけではなく、自分たちの力を発揮してともにコミュニティを形成していく主体にもなりうる。そしてその際には、親と専門職の協働だけでなく、知的障害者と親との協働、知的障害者と専門職の協働、さらには知的障害者と親と専門職の協働や、地域内のその他の主体がつながったより拡がりのある多様な協働などが重なり合いながら、知的障害者を含めた人々が包摵されたケアリングコミュニティ形成につながっていく可能性が見出せる。

実際にA市では、知的障害者は「支援が必要な人」としてだけ居るのではない。1980年に地域で生活する知的障害者の当事者組織が発足したが、始まりは地域生活者同士の交流や余暇の充実を主としていたこの組織も、現在はA市のボランティア連絡会に加盟しているなど、重要な存在になっている。活動の中には特別養護老人ホームの窓つきや市内の花壇作りなどもあり、「そういう貢献のしかた、会の位置づけとして、まちづくりをしている」(A市センター課長S氏)のである。また、福祉関係団体が集って年に1回開催される祭りでは、知的障害者の当事者組織も毎年役割を担い、実行委員になる会員もいる。「会場づくりの人手とか。……当事者組織から何人来てくださいとか、若い人がいるから当てにされている」(A市センター課長S氏)面もあるのである。

本研究はあくまでA市という一例を対象としたものであり、特徴のある地域ならではの条件が存在していることの限界がある。しかし長い実践の蓄積を持ち一定のシステムを形成し、かつそのシステムを時代状況に合わせて常に作り変えていくとする試みと、知的障害者が地域の一員として主体的に活動する機会があるA市を対象にすることで、これからも知的障害者の地域生活支援やコミュニティ形成のあり方に与える示唆も大きいと考える。今後はより多くの実践から、知的障害者と親という家族内の二者関係から専門職がつながった三者関係、さらにはより多様な主体がつながった協働のかたちの中で、家族内の閉鎖性を解消して知的障害者と親との新たな関係形成を検討していくことが必要である。そして、知的障害者の生活支援における多様な協働のかたちやコミュニティ形成の具体的なあり方を明らかにしていくことが今後の課題である。

謝辞

本研究はJSPS科研費（研究課題番号13J04429）の助成を受けたものです。

注

- 1) 「ケア」の言葉は育児・介護・介助などの具体的行動を表す場合から、「配慮」や「気遣い」など情緒的な側面までも含んだものとして用いられる場合もあり、多義的である。特に知的障害者の場合は見守りや声かけなどの身体的接触が少ないサポートを必要とすることが多いため、本研究では身体的介助に限らない広義の意味でケアを捉える。しかしケアは他者と共に生活をしていくうえで必要な相互行為（松島2002）であり、その時・その場を共有することを要求されることから、ケアは一定の時間と空間の共有を前提とした行為であることは押さえておく必要がある。

- 2) 1993年の厚生省児童家庭局長通知「知的障害者

援護施設等入所者の地域生活への移行の促進について」に見られるように、わが国では「地域生活」の言葉が「入所施設」と対比的に用いられ、入所施設を退所して地域での生活に移行していくことを「地域移行」や「地域生活移行」等の言葉で表されてきた。

本研究では入所施設から地域での生活に移行する実践について記述する際に、基本的に現在は定着した用語である「地域移行」を用いるが、「地域移行」の用語をめぐる以上の展開を踏まえ、1990年代以前の実践については当該用語を用いずに表記する。

- 4) 現在は障害者総合支援法における施設入所支援となっている。
- 5) わが国全体の障害者人口は、人口千人あたりで身体障害者が31人、知的障害者が6人、精神障害者が31人である（内閣府2017：217）。これに対してA市は2017年時点での総人口と2016年時点での障害者手帳所持者数から計算すると、人口千人当たり身体障害者は65人、知的障害者は14人、精神障害者は5人となる（小数点以下切り捨て）。
- 5) 2005年制定の障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）において通勤寮は廃止されたことを受け、A市では2010年に宿泊型自立訓練事業に移行した。
- 6) これに伴い、通勤寮と地域援助センターを総称した新たな名称がつけられた。

引用・参考文献

- 星加良司（2001）「自立と自己決定—障害者の自立生活運動における『自己決定』の排他性」『ソシオロゴス』25、pp.160-175
- 鍛治智子（2016）「知的障害者の親によるケアの『社会化』の意味づけ—地域生活支援における親の役割の考察に向けて—」『コミュニティ福祉学研究科紀要』第14号、pp.3-14
- 厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課監修（1997）『地域で暮らす—精神薄弱者の地域生活

- 援助』中央法規
- 松島京（2002）「家族におけるケアと暴力」『立命館
産業社会論集』第37巻第4号、pp.123-144
- 中根成寿（2006）『知的障害者家族の臨床社会学—
社会と家族でケアを分有するために』明石書店
- 中根成寿（2010）「『私』は『あなた』にわかってほ
しい—『調査』と『承認』の間で」宮内洋・好
井裕明編著『〈当事者〉をめぐる社会学—調査
での出会いを通して—』北大路書房、pp.105-
120
- 内閣府（2017）『平成29年版障害者白書』
- 岡原正幸（1995）「制度としての愛情—脱家族とは」
安積純子・岡原正幸・尾中文哉・立岩真也『生
の技法—家と施設を出て暮らす障害者の社会学
<増補改訂版>』藤原書店
- 大橋謙策（2014）「はしがき」『講座ケア 新たな人
間—社会像に向けて 第2巻 ケアとコミュニ
ティ—福祉・地域・まちづくり—』ミネルヴァ
書房、pp. v - vii
- 鈴木良（2006）「知的障害者入所施設A・Bの地域移
行に関する親族の態度についての一考察」『社
会福祉学』第47巻第1号、pp.46-58
- 上野千鶴子（2011）『ケアの社会学 当事者主権の
福祉社会へ』太田出版